

証券コード 7829  
(発送日) 2023年5月15日  
(電子提供措置開始日) 2023年5月9日

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目4番1号  
株式会社 サマンサタバサジャパンリミテッド  
代表取締役社長 米田幸正

## 第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第29回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.samantha.co.jp/company/ir/library/ntc/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年5月30日(火曜日)午前10時  
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目1番1号  
ベルサール御成門タワー 4階  
(会場が前回と異なりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第29期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第29期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 第三者割当によるA種種類株式発行の件  
**第3号議案** 資本金及び資本準備金の額の減少の件  
**第4号議案** 剰余金処分の件  
**第5号議案** 取締役5名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、急激なエネルギー価格の上昇等物価高騰や、為替変動に伴う急激な円安の進行等により、国内消費の回復に遅れも見られる中、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大による様々な行動規制の段階的な緩和、外国人観光客の受け入れが2022年6月から開始され、同年10月からは入国制限の撤廃、個人旅行の解禁が行われるなどインバウンド需要の回復が期待され、明るい兆しも見えつつあります。

当社グループが属するファッション・アパレル業界におきましても、2023年1月以降の国内消費に段階的に復調の兆しが見えつつあります。

このような状況のもと、当社グループは新たな経営陣の下で、「心を一つに！一手間かけた思いやり」を経営理念及び行動規範として事業計画の見直し、新たな店舗業態による事業をベースとしたビジネスモデルへの転換を念頭に、まずは新業態開発の計画設計に着手し、「Reborn計画」として構想を進めてまいりました。

「Reborn計画」の概要は以下のとおりです。3年後のありたい姿へのマイルストーンとして、2023年2月期を「サバイバル期」と位置づけ、カンパニー制から事業本部制への移行、次期基幹システムプロジェクトキックオフ、店舗別採算性の総点検と統廃合、及び、サマンサタバサ事業における新業態店舗による新たなビジネスモデル事業への進化、フィットハウス事業における独立型ロードサイド展開大型店舗ビジネスモデルからモール展開型中規模ビジネスモデルへの転換、物流センター見直し及び配送効率の精査、等に取り組むものです。

店舗展開につきましては、バッグ事業においては5店舗の出店、17店舗の退店、ジュエリー事業においては3店舗の退店、アパレル事業においては1店舗の出店、3店舗の退店、その他事業において2店舗の出店、3店舗の退店となり、当連結会計年度末の店舗数は270店舗となりました。今後はブランドの総合力を生かした新たな店舗事業形態を開発し出店を推進してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は252億41百万円（前年度比0.5%減）、営業損失は17億17百万円（前年度は27億55百万円の損失）、経常損失は15億48百万円（前年度は24億95百万円の損失）となりました。そして、2023年2月15日付及び同月27日付公表のとおり、固定資産売却益6億84百万円を特別利益に、固定資産の減損損失12億44百万円を特別損失に計上したことにより、税金等調整前当期純損失21億17百万円（前年度は40億56百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失19億96百万円（前年度は41億52百万円の損失）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、4億19百万円であり、その主なものは、新規出店・改装投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、既存借入金のリファイナンス資金調達を目的として、総額104億円のシジケートローンを組成しております。

## (4) 重要な企業再編等の状況

ノーマディック株式会社は、2022年2月28日付で当社に事業を譲渡するとともに解散し、2022年6月1日に清算終了しております。

## (5) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、外部環境に様々な不確実性が存在するなど、予断を許さない状況であるとの認識のもと以下の重点施策を中心に様々な施策を全社一丸となって実行し、収益性の高い事業構造へとリカバリーしていく事を成し遂げてまいります。

特に重要な施策としては、2023年2月期において、検討・準備・精査を行ってきた「店舗総点検/統廃合」、「基幹システムリプレース」、「物流拠点統合化」であり、ビジネスモデルの構造改革を進め、お客様満足度の向上と収益力の強化を実現してまいります。「店舗総点検/統廃合」では、具体的にはサマンサタバサ事業本部においては、これまでブランド単独で出店しておりました店舗につきまして全店舗総点検を実施し、売上高の回復が見込めないと判断した店舗を中心に統廃合を進める計画です。一方で、新たなビジネスモデルの再構築が急務であり、こちらにつきましては従来ブランド単独での出店を基本としておりましたが、今後はブランド展開企業として、結合型店舗、複合型店舗、そして旗艦店の位置付けとしての

総合型店舗にてお客様の「ワンストップ・ショッピングニーズ」に対応し、店舗環境面からは新店装の開発により全店舗統一環境を実現し、ブランドイメージの再構築を目的とした新たなビジネスモデルを開発、今後市場に順次投入してまいります。また当該ビジネスモデルは、販売費及び一般管理費の節減にも大きく寄与するモデルとして実現を推進してまいります。

フィットハウス事業本部におきましても店舗総点検を実施し、これまでロードサイドの単独大型店舗中心のビジネスモデルでしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にお客様の消費スタイルに変化が生じ、現状のビジネスモデルが的確にお客様のニーズをとらえることが出来ておらず、劣化しているとの分析をもとに、今後は郊外モール型商業施設への中規模店舗での出店、及び展開MDについても出店先の商業施設ごとに商品動向を分析し、最適な商品MDミックスを開発することで収益性の高いビジネスモデルとして再構築を図って参ります。また、フィットハウスの原点である「シュー・フィッター」有資格者を全店舗に配置し、競合企業との差別化による高いサービス品質をお客様に体験して頂き、フィットハウスのファンづくりを進めてまいります。

また、現行の基幹システムをリプレースし、店頭販売情報の有効活用により、お客様満足の向上と収益力の向上につなげる仕組み作りにつきましても重要事項の一つとして認識しており、既に昨年度より進めている状況でございます。

さらには、5拠点に分散している倉庫機能の統合化を進め、倉庫管理システムの導入による効率的な商品出荷管理体制の構築と、店着物流体制の構築による物流関連コストの大幅な節減を実現してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移  
(企業集団の財産及び損益の状況)

区分	第26期	第27期	第28期	第29期 (当連結会計年度)
	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
売上高(百万円)	23,550	22,594	25,366	25,241
経常損失(△)(百万円)	△1,225	△3,599	△2,495	△1,548
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△2,384	△10,049	△4,152	△1,996
1株当たり当期純損失(△)(円)	△67.55	△186.23	△63.06	△30.31
総資産(百万円)	10,596	24,067	20,574	16,354
純資産(百万円)	438	6,792	2,517	479
1株当たり純資産額(円)	6.65	99.74	33.86	1.49

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(当社の財産及び損益の状況)

区分	第26期	第27期	第28期	第29期 (当事業年度)
	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
売上高(百万円)	15,984	17,493	19,472	18,621
経常損失(△)(百万円)	△1,142	△3,530	△2,526	△1,809
当期純損失(△)(百万円)	△2,176	△4,148	△4,186	△1,455
1株当たり当期純損失(△)(円)	△61.67	△76.88	△63.58	△22.10
総資産(百万円)	9,116	21,259	17,949	14,434
純資産(百万円)	339	5,753	1,557	124
1株当たり純資産額(円)	9.63	87.37	23.65	1.90

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社コナカで、同社は当社の株式38,910千株（議決権比率59.1%）を保有しております。

### ② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「商品の発注及び代金の支払業務の委託」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

### ③ 親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

当社は親会社との間で資本業務提携契約を締結し、店舗出店におけるノウハウ・情報共有や共同出店、広告宣伝活動の協働、商品供給による売上総利益の改善、物流拠点の相互利用、店舗運営におけるサービス向上、人材交流の多方面にわたり両社で共同して提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化に努めております。独立当事者間としての公正な取引価格として認められる基準により、取引を行うこととしております。

当社と親会社の間で利益相反の恐れがある取引及び重要な契約等を締結する際、当社役員である湖中謙介氏は親会社の役員を兼務しているため、当該意思決定の決議に参加しないこととして、利益相反を回避しております。

④ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比率	主な事業内容
株式会社バーデストローズジャパンリミテッド	19百万円	100.0%	アパレルの企画・製造・販売
Samantha Thavasa China Limited	200万香港ドル	100.0%	バッグ・アパレル等の販売
Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	3,600万中国元	100.0%	バッグの販売
Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd.	40万シンガポールドル	51.0%	バッグの販売
STL Co. , Limited	120億5千韓国ウォン	50.0%	バッグの企画・製造・販売

(注) 連結対象子会社は上記5社を含め8社であります。なお、当連結会計年度の企業再編等については、「(4)重要な企業再編等の状況」をご参照ください。

⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。



## (8) 主要な事業内容

バッグ、ジュエリー及びアパレルの企画・製造・販売を主な事業とする「ファッションブランドビジネス」を行っております。

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,851 (600) 名	76名減 (42名増)

(注) 従業員数は、就業人数であり、嘱託社員・契約社員・パート及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,027名	131名減	32.1歳	8.4年

(注) 従業員数には、嘱託社員・契約社員・パート及びアルバイトの436名は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先の状況

借入会社	借入先の名称	借入額 (百万円)
当社	株式会社三井住友銀行	6,898
	株式会社みずほ銀行	2,164
	株式会社コナカ	2,100

(注) 上記、借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

## (11) 主要な事業所

会社名	所在地	店舗数
当社	本社：東京都港区	200
株式会社パーンデストローズジャパンリミテッド	本社：東京都港区	44
Samantha Thavasa China Limited	本社：Causeway Bay, Hong Kong	—
Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	本社：中国上海市	—
Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd.	本社：Tan Chong Tower Singapore	—
STL Co., Limited	本社：大韓民国ソウル市	24

(12) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

2023年4月14日開催の取締役会において、2023年5月30日開催予定の当社定時株主総会での承認可決を条件として、当社は株式会社コナカ（当社親会社）からの資金調達を含む財務体質の改善施策（下記）を決議いたしました。

- ①株式会社コナカ（当社親会社）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、総額18億円のA種種類株式を発行すること
- ②A種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ③A種種類株式の払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替え（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）、本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補すること（以下「本剰余金の処分」といいます。）
- ④2023年5月30日開催予定の当社定時株主総会に、A種種類株式の発行（A種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。）、本定款変更、本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分に係る各議案を付議すること

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 134,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 65,851,417株
- (3) 株 主 数 18,633名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 コ ナ カ	千株 38,910	% 59.09
寺 田 和 正	11,046	16.78
清 水 優	590	0.90
楽 天 証 券 株 式 会 社	421	0.64
平 野 秀 和	316	0.48
酒 井 孝 敏	265	0.40
河 原 塚 隆 史	231	0.35
常 盤 静 朗	205	0.31
金 室 貴 久	181	0.27
有 限 会 社 梅 林 堂	148	0.22

(注) 持株比率は自己株式(214株)を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) **当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**  
該当事項はありません。
- (2) **当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	米田 幸正	シーオス株式会社 社外取締役 国士館大学経営学部 客員教授 株式会社STK 代表取締役社長
取締役	世永 亜実	
取締役	湖中 謙介	株式会社コナカ 代表取締役社長CEOグループ代表
取締役	守屋 宏一	守屋法律事務所 所長 株式会社タムラ製作所 社外監査役
取締役	伊申 久美子	株式会社ビジョナリーホールディングス 社外取締役 株式会社ブロードリーフ 社外取締役
常勤監査役	佐伯 章二	佐伯章二税理士事務所 所長
監査役	野本 昌城	野本法律会計事務所 代表 岡本硝子株式会社 社外監査役
監査役	大橋 一生	大橋一生公認会計士事務所 代表 株式会社サンリオ 社外監査役 株式会社グラフィートデザイン 社外監査役

- (注) 1. 取締役守屋宏一氏及び取締役伊申久美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役佐伯章二氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役佐伯章二氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役佐伯章二氏及び監査役野本昌城氏は、税理士の資格を有しております。
  - ・監査役大橋一生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 取締役守屋宏一氏、取締役伊申久美子氏、監査役佐伯章二氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 取締役湖中謙介氏の兼職先であります株式会社コナカは当社の親会社であります。
6. 当社は取締役守屋宏一氏、取締役伊申久美子氏、監査役佐伯章二氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 2022年5月26日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、取締役門田剛氏、取締役永井利博氏、取締役小嶋裕之氏及び監査役永末真也氏は任期満了により退任いたしました。
8. 2022年5月26日開催の第28回定時株主総会において、取締役伊申久美子氏及び監査役佐伯章二氏は新たに選任され就任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役及び監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。なお、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	52百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	12百万円 (12百万円)
合計	13名	64百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当事業年度末日現在の取締役は5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、2022年5月26日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名及び監査役1名を含めて記載しているためであり、また、社外取締役のうち1名が2022年5月26日開催の第28回定時株主総会において取締役として再任された後、新たに代表取締役に就任したため、社外取締役在任期間分は社外取締役に含めて記載し、取締役の員数については延べ人数を記載しているためであります。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2005年5月26日開催の第10回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社の取締役の報酬については、企業価値の中長期的・持続的な向上を目的として、職責に応じた適正な水準とすることとし、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。具体的には、金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬は支給いたしません。取締役会において報酬の総額を決議したうえで、その配分の決定を代表取締役社長に委任しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法並びに決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決

定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長米田幸正氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務に応じた貢献度等を総合的に評価するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の子な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	守屋 宏一	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当連結会計年度においては、ブランド事業における様々な法的な対応手段についての確な助言をいただきました。
取締役	伊申久美子	2022年5月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回のうち全てに出席し、複数のグローバル企業での勤務及び経営者としての豊富な経験と、事業戦略の策定、新規事業、マーケティング戦略に関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当連結会計年度においては、EC戦略やCRM、CS向上施策等に向けた助言をいただきました。
監査役	佐伯章二	2022年5月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回のうち全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。監査役会で定めた監査方針・計画に従い、執行部門の役員との意見交換など、幅広い見地で活動をいただいております。
監査役	野本昌城	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	大橋一生	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人アリア

### (2) 報酬等の額

区 分	監査法人アリア
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度における報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### I 業務の適正を確保するための体制

当社グループの内部統制システムとして取締役会において決議した内容は以下のとおりです。

#### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理規程、個人情報管理基本規程等の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時に閲覧等のアクセスが可能となるよう、検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。

#### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る損失の危険管理のため、リスク管理規程を関係子会社を含めた全社員に徹底し、当社に損失の危険を及ぼす諸事情が速やかに経営陣に把握されるような体制を整備し、全社的な経営危機が発生したときは代表取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置して、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。  
また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、定期的に代表取締役社長を含むトップ会議において各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
- ② 「職務権限規程」の「権限規程表」に基づき、各業務の執行に当たる取締役の権限の範囲、責任の所在等を監督する。
- ③ 内部監査部門が、「内部監査規程」に基づき、定期的に、場合によっては臨時に、監査役を同行するなどして徹底した内部監査を行い、終了後、代表取締役社長に対して、適時に、改善を摘示した監査報告書を提出する。



**(4) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① コンプライアンス体制の基礎を確立するため、内部統制室を設置し、当社の使用人の適法性確保のために適時に対応できる体制の維持・強化を図る。
- ② 「コンプライアンス基本規程」及び「内部通報規程」に基づき内部統制室及び「社外弁護士事務所」に「社内通報窓口」を設ける。
- ③ 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、引き続き会計監査、業務監査を行う。
- ④ 取締役は、使用人による法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに内部統制室に通報するものとし、併せて遅滞なく取締役会並びに監査役会に報告する。
- ⑤ 監査役は、当社のコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、内部統制室に改善策の策定を求めることができる。

**(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① グループ各社における業務の適正を確保するため、当社グループ企業全てに適用する経営理念、行動規範、行動指針を定め継続的に遵守させる。
- ② グループ各社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的又は適時に報告して、意見を交換する。
- ③ 当社の取締役が、必要に応じて子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、各社の議事等を通じて、当社グループ全体の業務の適正な遂行を確保し、グループ会社において、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社内部統制室に対して、遅滞なく通報する。
- ④ グループ会社が、当社からの経営管理・指導の内容にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちに内部統制室に報告する。
- ⑤ 当社内部統制室の内部監査を、監査役と協力体制を維持しつつ、今後ともグループ会社に対して定期的を実施する。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役補助者を任命しなければならない。また、監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとする。同時に、監査役補助者の評価は監査役会が独自に行うものとする。
- ② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する。
- ② 監査役会は、定期的に代表取締役社長と協議のため会合を持ち、監査役会の意見がより直接的に経営に反映され、その実効性が確保されるよう、忌憚のない意見交換を行う。

**(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び各子会社は、監査役に前項(7)の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取扱いを行わない。

**(9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理のために、毎年度、監査役承認のもと必要な予算を設定し、監査役から前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済の請求があった場合には、速やかに対応するものとする。また、監査役がその職務の執行に関連して弁護士、公認会計士等の外部専門家に相談する場合の費用は、会社が負担することとする。

**(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役が取締役及び部門長からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、社長及び内部統制室の担当者等と監査役との意見交換会を定期的に開催する。

## II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部統制室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 事業報告は次のように記載しております。

1. 記載金額については、表示金額未滿を切り捨てて表示しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。
3. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>9,566</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,592</b>
現金及び預金	2,181	支払手形及び買掛金	796
受取手形及び売掛金	1,196	短期借入金	2,754
商品及び製品	5,728	1年内返済予定の長期借入金	9,924
仕掛品	0	未払費用	1,258
原材料及び貯蔵品	84	未払金	103
前払費用	130	未払法人税等	208
未収入金	91	契約負債	120
その他	152	賞与引当金	213
		その他	212
<b>固定資産</b>	<b>6,787</b>	<b>固定負債</b>	<b>282</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,436</b>	繰延税金負債	55
建物	1,435	ポイント引当金	34
車両運搬具	0	資産除去債務	134
什器備品	49	その他	57
土地	2,949		
建設仮勘定	0	<b>負債合計</b>	<b>15,874</b>
その他	1		
<b>無形固定資産</b>	<b>353</b>	<b>純資産の部</b>	
商標権	55	<b>株主資本</b>	<b>309</b>
ソフトウェア	281	資本金	2,132
その他	15	資本剰余金	7,921
		利益剰余金	△9,743
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,997</b>	自己株式	△0
投資有価証券	28	その他の包括利益累計額	△211
差入保証金	1,698	その他有価証券評価差額金	0
長期前払費用	15	為替換算調整勘定	△212
その他	254	非支配株主持分	381
		<b>純資産合計</b>	<b>479</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,354</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>16,354</b>

## 連 結 損 益 計 算 書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		25,241
売 上 原 価		11,881
売 上 総 利 益		13,360
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,078
営 業 損 失		1,717
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
受 取 配 当 金	0	
為 替 差 益	164	
不 動 産 賃 貸 料	121	
補 助 金 収 入	47	
そ の 他	30	377
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	140	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	5	
不 動 産 賃 貸 費 用	37	
そ の 他	24	208
経 常 損 失		1,548
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	684	684
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	7	
減 損 損 失	1,244	
そ の 他	1	1,252
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,117
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	160	
法 人 税 等 調 整 額	△350	△189
当 期 純 損 失		1,927
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		68
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		1,996

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から)  
(2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,132	7,921	△7,747	△0	2,306
会計方針の変更による累積的影響額			△0		△0
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,132	7,921	△7,747	△0	2,306
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,996		△1,996
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△1,996	-	△1,996
当 期 末 残 高	2,132	7,921	△9,743	△0	309

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	0	△77	△77	288	2,517
会計方針の変更による累積的影響額					△0
会計方針の変更を反映した当期首残高	0	△77	△77	288	2,517
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,996
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△134	△134	93	△42
当期変動額合計	-	△134	△134	93	△2,038
当 期 末 残 高	0	△212	△211	381	479

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関わる注記)

当社グループは、当連結会計年度末において、従来、長期借入金として固定負債に表示していた96億円についての返済期限（2023年10月末）が当連結会計年度末の翌日から起算して1年以内となったことから、1年内返済予定の長期借入金として流動負債に表示しております。この結果、当連結会計年度末の当社グループの流動比率（＝流動資産/流動負債）は、前連結会計年度末の160%に対し、61%まで下落しております。また、当連結会計年度において営業損失1,717百万円、経常損失1,548百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,996百万円を計上したことにより、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を4期連続で計上するなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

このような事象又は状況を解消するために、当社グループでは2022年下期以降「Reborn計画」の下で、収益構造の改善及び資本の増強を喫緊の経営課題ととらえ、以下のとおり対応に取り組んでまいります。

まず収益構造の改善におきましては、店舗別の収益構造から強化店舗、撤退店舗を区分けし、経営資源の効率的な投下に向けて構造的体質改善を行います。更に既存ブランド事業の進化形態として新業態事業モデルを開発し、2024年2月期（2023年度）上期より展開を進めてまいります。ブランド事業においては、ブランド&デザインの一元管理を行うことによる、販売への世代別マーケティングの強化に加えて、高品質商品を新たに開発してまいります。そのためにこれまで海外生産が中心であった生産体制も見直しを図り、国内生産へのシフト回帰を図った市場対応型の生産体制を構築いたします。また物流機能の更なる統合と合理化をすすめ、過剰在庫の削減や仕入のコントロールによる在庫効率の改善と物流経費の効率化を図り、物流構成比の低減に努めています。加えて新たなパートナー企業との新市場の販売提携も進めており、早期に黒字化を目指してまいります。

これら事業構造改革を着実に実行するために、2022年9月より社長直轄組織として経営企画室を設置し予実管理体制の強化、各本部の責任者に執行役員を配置することにより、業務推進の責任体制、更には組織・人事改革を推し進めております。

全社員が高いモチベーションを維持し、日々の業務に取り組める就労環境の改善整備を進めるとともに、新経営陣の下、新たな行動規範である「3つの一手間かけた思いやり」を周知徹底、率先垂範で取り組むことにより、よき規範づくりを進捗させております。

また、ご支援頂いております取引金融機関や親会社に対しましては、既存の借入金の返済期限の延長など、引き続きご支援を頂くことにより、さらなる財務体質の改善に取り組んでまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	8社
連結子会社の名称	株式会社バーデストローズジャパンリミテッド 株式会社サマンサタバサリゾート 株式会社 S T K SAMANTHA THAVASA USA, INC. Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd. Samantha Thavasa China Limited Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited STL Co. ,Limited

#### (2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	2社
非連結子会社の名称	Samantha Thavasa International Co. ,Limited 株式会社エフブランド

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	一社
-------------	----

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の状況

持分法を適用しない非連結子会社の名称	Samantha Thavasa International Co. ,Limited 株式会社エフブランド
--------------------	---

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。



### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は以下のとおりであります。

(決算日が11月30日の会社)

SAMANTHA THAVASA USA, INC.

(決算日が12月31日の会社)

Samantha Thavasa China Limited

Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited

株式会社サマンサタバサリゾート

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 時価法
	市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ

時価法

##### ③棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a) 商品・製品	移動平均法
b) 貯蔵品	最終仕入原価法
c) 仕掛品	個別法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～40年
車両運搬具	2～6年
什器備品	2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づき、また商標権については、10年の定額法によっております。

- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ  
っております。
- ④長期前払費用 均等償却によっております。

(3) **重要な引当金の計上基準**

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒  
実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収  
可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計  
年度に負担すべき金額を計上しております。
- ③ポイント引当金 当社グループで運営するポイント制度に関して、商品の販売以外  
で顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当連結会計年度  
末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) **重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準**

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処  
理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換  
算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調  
整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) **重要な収益及び費用の計上基準**

当社グループでは、バッグ、ジュエリー及びアパレルの企画・製造・販売を主たる事業としており  
ます。これらの商品は店舗及びインターネットで販売をしており、顧客に対して当該商品等の引渡し  
を行う義務を負っております。店舗での販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に  
対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識  
しております。また、インターネット販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時  
までの期間が通常の期間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。通常の支払期限  
は、履行義務の充足時点又は3ヶ月以内であり、重要な金融要素は含まれておりません。  
また、当社グループ独自のポイントプログラムについては、付与したポイントを履行義務と識別し、  
将来の失効見込み等を考慮して算出された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイン  
トの使用時及び失効時に収益を認識しております。他社が運営するポイントプログラムに係るポイン  
ト相当額については、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のた  
めに回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。

## (会計方針の変更)

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

(本人及び代理人取引に係る収益認識)

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(ロイヤル・カスタマー・サービスに係る収益認識)

(1) 自社ポイント

当社グループでは、当社グループ独自のポイントプログラムについて、従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額としてポイント引当金を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

(2) 他社ポイント

他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高は199百万円減少し、販売費及び一般管理費は201百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ1百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は0百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「ポイント引当金」の一部は、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### (固定資産の減損)

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,436百万円
無形固定資産	353百万円
投資その他の資産	121百万円

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの減損対象固定資産は、店舗などの事業用資産であり、店舗を基礎に資産のグルーピングを行っております。

減損の要否の検討は、店舗単位及び共用資産を含めたより大きな単位で行い、店舗単位の収支や不動産鑑定評価等を用いて判断し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

今後、事業計画が想定どおりに進捗しない場合や地価の下落など不動産価値にマイナスの影響を与える事象が発生する場合などには、回収可能価額が減少し減損損失が発生することにより翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

商品	4,989百万円
建物	907百万円
土地	2,949百万円
計	8,847百万円

②担保に係る債務

仕入債務	0百万円
短期借入金	1,635百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,824百万円
長期借入金	－百万円
計	9,459百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,039百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 65,851,417株

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の保証された債券及び短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。また、デリバティブ取引は、基本的に外貨建金銭債権債務の残高及び将来の外貨建仕入取引の範囲内で為替予約取引等を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、百貨店等商業施設運営会社などの信用度の高い相手先に集約することにより、リスクの低減を行っております。

投資有価証券は、主に企業間取引の強化を目的とした株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握するようにしております。

差入保証金は、主に賃借店舗の敷金・保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金の資金使途は、運転資金及び設備投資資金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

営業債務や借入金は、流動性のリスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理をしています。

デリバティブ取引は、為替変動リスク回避のため為替予約取引を実施しており、基本的に外貨建金銭債権債務の残高及び将来の外貨建仕入取引の範囲内で為替予約取引等を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券	28	28	-
差入保証金	1,652	1,555	△97

(注1) 差入保証金については、金融商品相当額のみを表示しております。

(注2) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「短期借入金」「未払法人税等」「1年内返済予定の長期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。合計で正味の債務となる場合は( )で表示する方法によっております。

(注3) 金融負債は、( )で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	28	-	-	28

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	1,555	-	1,555

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっておりレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
バッグ	15,139
ジュエリー	2,261
アパレル	5,485
その他	2,354
顧客との契約から生じる収益	25,241
その他の収益	-
外部顧客への売上高	25,241

2 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,914
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,196
契約負債（期首残高）	115
契約負債（期末残高）	120

契約負債は、顧客から受け取った前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高並びに当社グループ独自のポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩します。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は、115百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は66百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの使用時及び失効時に応じて、今後1年から2年の間で収益として認識することを見込んでおります。

また、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## (賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1円49銭
2. 1株当たり当期純損失金額	30円31銭

## (追加情報に関する注記)

(財務制限条項)

短期借入金のうち1,635百万円、1年内返済予定の長期借入金7,824百万円(2020年10月27日付シ  
ンジケートローン契約)には下記の財務制限条項が付されております。

- ①2022年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日において、連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産金額を、2021年2月期末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ②2021年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- ③株式会社コナカの連結子会社であることを維持すること。
- ④全貸付人及びエージェントの事前承諾なく、株式会社コナカを債権者とする2020年10月15日付の8億円の借入金の弁済を行わないこと。

なお、当連結会計年度末において、当社は上記の財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。



## 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,932</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>13,988</b>
現金及び預金	1,404	支払手形及び買掛金	465
受取手形及び売掛金	1,793	短期借入金	1,754
商品及び製品	4,989	1年内返済予定の長期借入金	9,924
原材料及び貯蔵品	72	未払金	48
前渡金	92	未払費用	1,273
前払費用	121	未払法人税等	126
未収入金	111	未払消費税等	76
関係会社短期貸付金	760	賞与引当金	163
その他	178	その他	153
貸倒引当金	△1,592	<b>固 定 負 債</b>	<b>321</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,502</b>	預り保証金	95
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,290</b>	ポイント引当金	34
建物	1,295	繰延税金負債	55
車両運搬具	0	その他	136
什器備品	42		
土地	2,949	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,309</b>
建設仮勘定	0	<b>純資産の部</b>	
その他	1	<b>株 主 資 本</b>	<b>120</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>325</b>	資 本 金	2,132
商標権	49	資 本 剰 余 金	9,932
ソフトウェア	274	資本準備金	35
電話加入権	0	その他資本剰余金	9,897
その他	2	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△11,944</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,885</b>	その他利益剰余金	△11,944
投資有価証券	12	繰越利益剰余金	△11,944
関係会社株式	218	<b>自 己 株 式</b>	<b>△0</b>
差入保証金	1,402	評価・換算差額等	4
長期前払費用	15	その他有価証券評価差額金	4
関係会社長期立替金	96	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>124</b>
その他	236	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>14,434</b>
貸倒引当金	△97		
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,434</b>		

## 損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,621
売上原価		9,057
売上総利益		9,563
販売費及び一般管理費		11,603
営業損失		2,040
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	0	
為替差益	12	
不動産賃貸料	121	
補助金収入	26	
貸倒引当金戻入額	219	
その他	21	422
営業外費用		
支払利息	132	
シンジケートローン手数料	3	
不動産賃貸費用	37	
その他	18	192
経常損失		1,809
特別利益		
固定資産売却益	684	
その他	0	685
特別損失		
固定資産除却損	5	
関係会社債権放棄損	1	
減損	253	
その他	1	262
税引前当期純損失		1,386
法人税、住民税及び事業税	68	
法人税等調整額	-	68
当期純損失		1,455

## 株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から)  
(2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	2,132	35	9,897	△10,512
会計方針の変更を反映した累積的影響額				23
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,132	35	9,897	△10,489
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失				△1,455
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△1,455
当 期 末 残 高	2,132	35	9,897	△11,944

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△0	1,552	4	1,557
会計方針の変更を反映した累積的影響額		23		23
会計方針の変更を反映した当期首残高	△0	1,575	4	1,580
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		△1,455		△1,455
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	-	△1,455	△0	△1,455
当 期 末 残 高	△0	120	4	124

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する事項)

当社は、当事業年度末において、従来、長期借入金として固定負債に表示していた96億円についての返済期限（2023年10月末）が当事業年度末の翌日から起算して1年以内となったことから、1年内返済予定の長期借入金として流動負債に表示しております。この結果、当事業年度末の当社の流動比率（＝流動資産/流動負債）は、前事業年度末の176%に対し、56%まで下落しております。また、当事業年度において営業損失2,040百万円、経常損失1,809百万円、当期純損失1,455百万円を計上したことにより、営業損失、経常損失、当期純損失を4期連続で計上するなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

このような事象又は状況を解消するために、当社では2022年下期以降「Reborn計画」の下で、収益構造の改善及び資本の増強を喫緊の経営課題ととらえ、以下のとおり対応に取り組んでまいります。

まず収益構造の改善におきましては、店舗別の収益構造から強化店舗、撤退店舗を区分けし、経営資源の効率的な投下に向けて構造的体質改善を行います。更に既存ブランド事業の進化形態として新業態事業モデルを開発し、2024年2月期（2023年）上期より展開を進めてまいります。ブランド事業においては、ブランド&デザインの一元管理を行うことによる、販売への世代別マーケティングの強化に加えて、高品質商品を新たに開発してまいります。そのためにこれまで海外生産が中心であった生産体制も見直しを図り、国内生産へのシフト回帰を図った市場対応型の生産体制を構築いたします。また物流機能の更なる統合と合理化をすすめ、過剰在庫の削減や仕入のコントロールによる在庫効率の改善と物流経費の効率化を図り、物流構成比の低減に努めています。加えて新たなパートナー企業との新市場の販売提携も進めており、早期に黒字化を目指してまいります。

これら事業構造改革を着実に実行するために、2022年9月より社長直轄組織として経営企画室を設置し予実管理体制の強化、各本部の責任者に執行役員を配置することにより、業務推進の責任体制、更には組織・人事改革を推し進めております。

全社員が高いモチベーションを維持し、日々の業務に取り組める就労環境の改善整備を進めるとともに、新経営陣の下、新たな行動規範である「3つの一手間かけた思いやり」を周知徹底、率先垂範で取り組むことにより、よき規範づくりを進捗させております。

また、ご支援頂いております取引金融機関や親会社に対しましては、既存の借入金の返済期限の延長など、引き続きご支援を頂くことにより、さらなる財務体質の改善に取り組んでまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及び附属明細書に反映しておりません。

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
- (3) デリバティブ 時価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- (1) 商品・製品 移動平均法
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～40年
車両運搬具	2～6年
什 器 備 品	2～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用 均等償却によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金   | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。                                     |
| (3) ポイント引当金 | 当社で運営するポイント制度に関して、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。   |

#### 5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社では、バッグ、ジュエリー及びアパレルの企画・製造・販売を主たる事業としております。これらの商品は店舗及びインターネットで販売をしており、顧客に対して当該商品等の引渡しを行う義務を負っております。店舗での販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。また、インターネット販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。通常の支払期限は、履行義務の充足時点又は3ヶ月以内であり、重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社独自のポイントプログラムについては、付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算出された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、契約負債を計上し、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額については、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。

## (会計方針の変更)

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

(本人及び代理人取引に係る収益認識)

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(ロイヤル・カスタマー・サービスに係る収益認識)

(1) 自社ポイント

当社では、当社独自のポイントプログラムについて、従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額としてポイント引当金を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

(2) 他社ポイント

他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は154百万円減少し、販売費及び一般管理費は174百万円減少し、営業損失、経常損失及び当期純損失は19百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は23百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「ポイント引当金」の一部は、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,290百万円
無形固定資産	325百万円
投資その他の資産	82百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の注記事項（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。



## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

商品	4,989百万円
建物	907百万円
土地	2,949百万円
計	8,847百万円

#### ②担保に係る債務

仕入債務	0百万円
短期借入金	1,635百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,824百万円
長期借入金	－百万円
計	9,459百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,496百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 3. 区分表示されたもの以外で、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	1,945百万円
関係会社に対する短期金銭債務	110百万円
関係会社に対する長期金銭債務	2,141百万円

### 4. 債務保証

下記の関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。  
株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド 1,000百万円

## (損益計算書に関する注記)

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	66百万円
仕入高	144百万円
営業取引以外の取引による取引高	42百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 214株

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

棚卸資産評価損	98百万円
賞与引当金	50百万円
未払事業税	17百万円
法定福利費	7百万円
繰越欠損金	4,392百万円
関係会社株式評価損	488百万円
貸倒引当金	517百万円
減損損失	658百万円
ポイント引当金	10百万円
資産除去債務	224百万円
その他	330百万円
繰延税金資産小計	<u>6,795百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 4,392百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 2,394百万円
評価性引当額小計	<u>△ 6,787百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>8百万円</u>

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 1百万円
現物出資差額	△ 53百万円
資産除去債務(資産)	△ 7百万円
その他	△ 1百万円
繰延税金負債合計	<u>△ 63百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△ 55百万円</u>

### (税収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記事項（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 コナカ	直接59.1%	役員の兼任	資金の借入	—	長期借入金	2,100
				利息の支払	25	未払費用	2

### 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 バーンデスト ローズジャパン リミテッド	直接100.0%	役員の兼任	貸付金返済	380	関係会社 短期貸付金	690
				保証金の預り	—	預り保証金	40
				利息の受取	10	—	—
				債務の保証	1,000	—	—
	Samantha Thavasa China Limited	直接100.0%	役員の兼任	商品の販売	—	売掛金	873
	Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	間接100.0%	役員の兼任	商品の販売	—	売掛金	143

(注) 子会社への貸倒懸念債権等に対し、合計1,689百万円の貸倒引当金を計上しております。

### 3. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(個人)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社サマンサグローバルブランディングアンドリサーチインスティテュート	—	役員の兼任	業務委託	180	—	—
				事務所の賃貸	6	未収入金	4
				商品の販売	127	売掛金	21

(注) 上記1、2及び3の金額のうち、取引金額には消費税等は含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1円90銭  |
| 2. 1株当たり当期純損失金額 | 22円10銭 |

#### (追加情報に関する注記)

(財務制限条項)

連結注記表(追加情報に関する注記(財務制限条項))に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、当連結会計年度末に、従来、固定負債に表示していた長期借入金96億円の返済期限（2023年10月末）が当連結会計年度末の翌日から起算して1年以内となったことから当該借入金を1年内返済予定の長期借入金として流動負債に表示した結果、当連結会計年度末の会社グループの流動比率が前連結会計年度末の160%に対し61%まで下落した。又、当連結会計年度含め4期連続で営業損失、経常損失、親会社株主の帰属する当期純損失を計上している。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの2022年3月1日から2023年2月28日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、当事業年度末に、従来、固定負債に表示していた長期借入金96億円の返済期限（2023年10月末）が当事業年度末の翌日から起算して1年以内となったことから当該借入金を1年内返済予定の長期借入金として流動負債に表示した結果、当事業年度末の会社の流動比率が前事業年度末の176%に対し56%まで下落した。又、当事業年度含め4期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。



#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等、会計監査人から評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3項イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

2023年4月14日開催の取締役会において、2023年5月30日開催予定の定時株主総会での承認可決を条件として、第三者割当によるA種種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金処分に係る各議題が承認可決された。

2023年4月17日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 監査役会

常勤監査役	佐伯章二
監査役	野本昌城
監査役	大橋一生

(注) 監査役の全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

A種種類株式の発行を可能とするため、次のとおり現行定款の一部を変更するものであります。

- (1) A種種類株式の発行に備え、現行定款第5条第1項の発行可能株式総数を増加するとともに、第2項にA種種類株式の発行可能種類株式総数の規定を新設するもの（以下「本定款変更」といいます。）であります。
- (2) 現行定款第5条にA種種類株式の単元株式数の規定を新設するとともに、新たに第15条の2を設け、種類株主総会に関する規定を新設するものであります。
- (3) 新たに第2章の2としてA種種類株式の章を設け、種類株式の要項について規定するものであります。

なお、本定款変更は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件いたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条（条文省略）  （発行可能株式総数）	第1条～第4条（現行どおり）  （発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）
第5条 当社の発行可能株式総数は、 134,400,000株とする。  （新設）	第5条 当社の発行可能株式総数は、 134,400,018株とする。 ② 当社の発行可能種類株式総数は、 各種類の株式に応じてそれぞれ次の とおりとする。 普通株式 134,400,000株 A種種類株式 18株
（単元株式数） ② 当社の単元株式数は、100株とする。	（単元株式数） ③ 当社の普通株式の単元株式数は、 100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条～第9条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第6条～第9条（現行どおり）</p> <p>第2章の2 A種種類株式</p> <p><u>（A種優先配当金）</u></p> <p>第9条の2 当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に先立ち、A種種類株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>② A種優先配当金の額は、1億円（ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「払込金額相当額」という。）に、</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>年率1.875%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。</u>ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（本条第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、<u>当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</u> </p> <p> <u>③ 当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>についてはこの限りではない。</p> <p>④ <u>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）まで、年利1.875%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）とした日割計算により行うものとし、除算は最後にいき、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、普通株主等に先立ち、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第9条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金相当額及び本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>② <u>A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>③ <u>A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>たと仮定した場合に、第9条の2第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。</p> <p>(議決権)</p> <p><u>第9条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>② 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p><u>第9条の5 A種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の14日前までに当社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、(i)当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>る額の金銭（ただし、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。以下「償還金額」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、A種種類株主等に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p>② <u>A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還金額」という。）とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>基本償還金額=払込金額相当額</u>  <u>+A種累積未払配</u>  <u>当金相当額+A種</u>  <u>日割未払優先配</u>  <u>当金額</u></p> <p>なお、本項においては、償還請求日  が配当基準日の翌日（同日を含  む。）から当該配当基準日を基準日  とした剰余金の配当が行われる時点  までの間である場合は、当該配当基  準日を基準日とする剰余金の配当は  行われないものとみなしてA種累積  未払配当金相当額を計算し、また、  A種日割未払優先配当金額の計算に  おける「分配日」を「償還請求日」  と読み替えて、A種日割未払優先配  当金額を計算する。</p> <p>③ 償還請求受付場所  東京都港区三田一丁目4番1号  株式会社サマンサタバサジャパン  リミテッド</p> <p>④ 償還請求事前通知の効力は、償還請  求事前通知に要する書類が前項に記  載する償還請求受付場所に到達した  ときに発生する。償還請求の効力  は、当該償還請求事前通知に係る償  還請求日において発生する。</p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u>  第9条の6 当社は、払込期日以降いつで  も、当社の取締役会が別に定める  日（以下「金銭対価償還日」とい  う。）が到来することをもって、A  種種類株主等に対して金銭対価償還</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>日の14日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭（ただし、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を、A種種類株主等に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</u> </p> <p> <u>② A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本取得金額」という。）とする。</u> </p> <p style="text-align: right;"> <u>基本取得金額=払込金額相当額</u>  <u>+A種累積未払配</u>  <u>当金相当額+A種</u>  <u>日割未払優先配</u>  <u>当金額</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>なお、本項においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。</u> </p> <p> <u>（譲渡制限）</u>  <u>第9条の7 A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u> </p> <p> <u>（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）</u>  <u>第9条の8 当社は、A種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</u> </p> <p> <u>② 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株式にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。</u> </p> <p> <u>③ 当社は、株主に株式又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それ</u> </p>
(新設)	
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>ぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株式にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。</u></p> <p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第9条の9 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p> <p><u>② 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u></p>
<p>第10条～第15条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第10条～第15条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第15条の2 当社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>② 第7条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③ <u>第12条、第13条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>④ <u>第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>⑤ <u>第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>



## 第2号議案 第三者割当によるA種種類株式発行の件

財務基盤の安定に加え、事業構造改革の推進・実現を支える資金の確保を行い、かつ、中長期的な企業価値向上を図るため、会社法第199条の規定に基づき、次のとおり株式会社コナカ（以下「コナカ」といいます。）にA種種類株式を割り当てること（以下「本第三者割当」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生することを条件といたします。

### 1. 募集事項の内容

募集株式の数	A種種類株式 18株
募集株式の払込金額	1,800,000,000円 (1株につき100,000,000円)
増加する資本金及び資本準備金	資本金 900,000,000円 (1株につき50,000,000円) 資本準備金 900,000,000円 (1株につき50,000,000円)
発行方法	コナカに対する第三者割当方式
払込期日	2023年5月31日
種類株式の内容	A種種類株式の内容の詳細は第1号議案をご参照ください。

### 2. 第三者割当によりA種種類株式を発行する理由

#### (1)本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社といたしましては、当社の事業構造改革に沿った資本性の資金調達の具体的方法について、様々な選択肢を検討してまいりました。この点、当社グループの経営成績、当社普通株式の株価水準及び株式流動性を勘案すると、当社普通株式による公募増資により必要な規模の資金を調達することは困難であると判断しました。また、当社普通株式を用いた第三者割当増資は、当社普通株式に希薄化が生じ、当社の既存株主に対する不利益を生じさせかねないことから適切でない判断しました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資の場合には、その設計によって当社普通株式の希薄化を回避しつつ資本性の資金を調達することで財務体質の改善を図ることができることから、当社にとって最良の選択肢になり得る

と判断いたしました。

また当社が必要な資金を迅速かつ確実に調達し財務基盤を安定させるためには、当社の親会社であるコナカを出資先として決定することが当社にとって最善の選択肢であるとの結論に至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、A種種類株式をコナカに対して第三者割当の方法により発行することを決定いたしました。A種種類株式の主な特徴は、以下のとおりです。なお、A種種類株式は無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、当社普通株式の希薄化は発生しません。

#### (i) 配当

A種種類株式の株主は、普通株式の株主に対して優先して配当を受け取ることができます。なお、ある事業年度においてA種種類株式の株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。また、A種種類株式の株主は、当該配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

#### (ii) 金銭対価の取得条項

当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種種類株式の全部又は一部を取得することができます。

当社が取得することができるA種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額及び日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

#### (iii) 金銭対価の取得請求権

A種種類株式の内容として、A種種類株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えにA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価としてA種種類株式を取得するものとされております。A種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額及び日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

ただし、A種種類株式の割当予定先であるコナカは、原則としてA種種類株式の払込期日以降3年間（以下「行使禁止期間」といいます。）、A種種類株式に係る取得請求権を行使できません。また、当該行使禁止期間

は、その満了日の前日までに当社及びコナカの書面による合意により、最長当該払込期日の10年後の応当日まで延長できます。

(iv) 議決権

A種種類株式には議決権が付与されておりません。

(v) 譲渡制限

A種種類株式の譲渡は、当社の取締役会の承認が必要とされておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

コナカは新型コロナウイルス感染症の拡大等、当社グループを取り巻く厳しい経営環境や当社における資本政策の考え方、当社の経営戦略及び事業計画を十分にご理解いただいていること等を総合的に勘案の上、本第三者割当による資金調達企業が企業価値向上に寄与するとの判断に至り、コナカを割当予定先として選定いたしました。

(3) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A種種類株式が、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、優先配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定されたA種種類株式の評価価額、及び当社の置かれた事業環境、財務状況、コナカとの交渉経緯を総合的に勘案の上、金1億円をA種種類株式の1株当たりの払込金額としており、当社としてはA種種類株式の発行条件及び払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、A種種類株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、下記(4)記載の特別委員会が取得した、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）作成にかかるA種種類株式評価報告書の内容を確認いたしました。赤坂国際会計は、一定の前提（A種種類株式の配当金額：1.875%、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、無リスク利率：0.15%、クレジットスプレッド：1.20～1.88%等）の下、一般的な価値算定モデルを用いてA種種類株式の公正価値を算定した結果、A種種類株式の価格は、1株当たり99,455,018円～101,493,764円とされております。なお、当社及び特別委員会は、赤坂国際会計から払込金額の公正性に関する意見書（フェアネス・

オピニオン)は取得しておりません。

A種種類株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様のご意思も確認することが適切であると考え、A種種類株式発行については、本定時株主総会において会社法第199条第1項、第2項及び第3項並びに第309条第2項第5号に基づく特別決議によるご承認をいただくことを条件としております。

(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本第三者割当の公正性を担保するための措置として、A種種類株式の発行条件の決定にあたり、下記特別委員会が取得した、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計作成にかかるA種種類株式の公正価値の算定結果の内容を確認したほか、当社及び割当予定先から独立した特別委員会の意見を取得しております。

また、当社の取締役のうち、コナカの代表取締役社長CEOグループ代表を兼務している湖中謙介氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本第三者割当に関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてコナカとの協議・交渉にも参加しておりません。その上で、当社取締役会において、上記の理由により本第三者割当に関する審議及び決議には参加していない湖中謙介氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき決議しております。また、当該取締役会において、当社の監査役全員が本第三者割当に異議がない旨の意見を述べております。本第三者割当は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当該支配株主との間で利害関係を有しない第三者による本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うことが望ましいと判断しました。

そこで、当社は、当社及びコナカから独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている守屋宏一氏及び伊申久美子氏並びに当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている佐伯章二氏、野本昌城氏及び大橋一生氏の5名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、本第三者割当が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか (i)本第三者割当の目的は合理的か、(ii)本第三者割当の条件の公正性が確保されているか、(iii)本第三者割当において、公正な手続を通じ

た当社の株主の利益への十分な配慮がなされているかを含みます。) について  
諮問いたしました。

特別委員会は、当該諮問事項について、当社による本第三者割当の目的、条件及び検討体制等に関する説明、赤坂国際会計から取得したA種種類株式の公正価値の算定結果等を踏まえ、当社の取締役会に対し、2023年4月12日付で  
大要、以下の内容の答申書を提出しました。

(i)本第三者割当の目的は合理的か

本第三者割当に至る経緯について、①前期まで7期連続での親会社株主に帰属する当期純利益の赤字計上の事実と、それを受けた、当社のビジネスモデルが劣化し、顧客の支持を得られていないという当社の分析、②当社グループを取り巻く環境の変化、③当社による事業計画の見直しと当社の「Reborn計画」の立案と取り組み、④2023年2月期の当社の財務状況の見通し、⑤当社の「Reborn計画」における2024年2月期以降の重要な施策の内容とその必要性、⑥当社と親会社との協議の経緯、⑦本第三者割当が当社グループの財務基盤の安定に加え、事業構造改革の推進・実現を支える資金の確保につながり、かつ、中長期的な企業価値向上につながるという考え等に特段不合理な点は見当たらず、当社に資金調達必要性が認められる。

資金調達方法として本第三者割当を採用した理由について、①毀損した自己資本を補い、かつ、事業構造改革を推進し、今後も相当期間見込まれる「Reborn計画」の効果が表れる時期までに耐え得る財務体質を築くには、資本金の資金調達を実施することが不可欠であること、②当社グループの経営成績、当社普通株式の株価水準及び株式流動性を勘案すると、当社普通株式による公募増資により必要な規模の資金を調達することは困難であること、③当社普通株式を用いた第三者割当増資は、当社普通株式に希薄化が生じ、当社の既存株主に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと考えられること、④種類株式を用いた第三者割当増資の場合には、その設計によって当社普通株式の希薄化を回避しつつ資本金の資金を調達することで財務体質の改善を図ることができること、⑤当社が必要な資金を迅速かつ確実に調達し財務基盤を安定させるためには、当社の親会社であるコナカを出資先として決定することが当社にとって最善の選択肢であること等に関する当社の説明内容に特段不合理な点は見当たらず、資本金の資金調達を実施する必要性及び合理性が認められる。

A種種類株式は、既存株主の議決権希薄化への配慮がなされた設計とな

っており、他の資金調達方法と比較して、本第三者割当による資金調達の合理性が認められる。

調達資金の用途について、①店舗投資（店舗統廃合・新業態店舗の出店）、②基幹システムリプレース関連費用、③物流拠点統合化関連費用、及び、④借入金の弁済（コナカからの借入金の弁済）に関する当社の説明内容に特段不合理な点は見当たらず、それらの資金用途は当社の企業価値の向上に資する内容になっており、本第三者割当による資金調達の具体的な資金用途に合理性が認められる。

以上を総合的に考慮すると、本第三者割当は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当かつ合理性があると認められる。

(ii)本第三者割当の条件の公正性が確保されているか

A種種類株式の払込金額以外の主要な条件については、配当及び金銭対価の取得条項その他の内容、交渉経緯や他社事例等を踏まえると、不合理な条件とはいえない。なお、A種種類株式には、コナカに対して金銭対価の取得請求権が付されているが、引受契約において、原則としてA種種類株式の払込期日以降3年間（ただし、その満了日の前日までに当社及びコナカの書面による合意により、最長当該払込期日の10年後の応当日まで延長可）は、A種種類株式に係る取得請求権を行使できないとされていることもあり、不合理な条件とはいえない。

A種種類株式の払込金額については、本特別委員会が選任した本特別委員会の独自の第三者算定機関である赤坂国際会計による合理性を有する種類株式評価報告書(A種種類株式)におけるA種種類株式の評価価額を踏まえ、A種種類株式の払込金額は、合理的な水準にあるものと評価できる。

本第三者割当において、A種種類株式は無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、当社普通株式の希薄化は発生せず、希薄化の観点からも合理性が認められる。

客観的な市場価値のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、A種種類株式発行については、本定時株主総会において特別決議による承認を得ることを条件とし、株主の意思も確認することとしている。

下記 (iii) のとおり、A種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件は、公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。



以上を総合的に考慮すると、A種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件には公正性が確保されていると考えられる。

(iii)本第三者割当において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか

当社は、意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本第三者割当の条件に係る具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められない。当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーは、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれを当社のアドバイザーとして承認し、さらに、本特別委員会の独自の第三者算定機関として赤坂国際会計を選任した上で、同社から種類株式評価報告書(A種種類株式)を取得し、本第三者割当の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。また、当社は、独立したリーガル・アドバイザーから本第三者割当の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けている。

当社は、本特別委員会から受けた交渉方針に係る意見や各アドバイザーからの助言等を踏まえ、コナカとの間で実質的な交渉を行っている。

当社取締役のうち、コナカの代表取締役社長CEOグループ代表を兼務している湖中謙介氏は、当社の立場で本第三者割当の条件に係る協議及び交渉に参加していない。また、2023年4月14日開催予定の当社取締役会において予定されている本第三者割当に関する議案の採決方法についても、同氏は審議・採決に参加しない予定である。その他、本第三者割当に係る協議、検討及び交渉の過程で、本第三者割当に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社取締役会は、本特別委員会の設置に当たり、本第三者割当に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本第三者割当は当社の少数株主にとって不利益なものではないといえないと判断したときには、当社取締役会は本第三者割当の決定をしないものとすることを決議しており、本特別委員会の設置の趣旨に十分配慮した意思決定が行われることが想定されている。

本第三者割当に係るプレスリリース及び臨時報告書においては、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示さ

れる予定であることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、本第三者割当においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 上記(i)から(iii)のほか、本第三者割当は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記(i)から(iii)を総合的に考慮すると、本第三者割当は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。



### 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

#### 1. 提案の理由

早期の財務体質の改善及び剰余金配当のための分配可能額の確保及び充実を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金へ振り替えること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

なお、本資本金等の額の減少は、第2号議案が原案どおり承認可決され、本第三者割当に係る払込みがなされることを条件といたします。

#### 2. 本資本金等の額の減少の要領

##### (1)減少する資本金の額

本第三者割当後の資本金の額30億3,260万円を29億3,260万円減少し、1億円とする。

##### (2)減少する資本準備金の額

本第三者割当後の資本準備金の額9億3,529万6,000円を9億3,529万6,000円減少し、0円とする。

##### (3)本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を、上記のとおり行っただうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

##### (4)本資本金等の額の減少の効力発生日

2023年5月31日

## 第4号議案 剰余金処分の件

### 1. 提案の理由

上記「第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件」に記載のとおり、本資本金等の額の減少を行います。会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分を行い、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補すること（以下「本剰余金の処分」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

なお、本剰余金の処分については、第2号議案が原案どおり承認可決され、本第三者割当に係る払込みがなされること、及び第3号議案が原案どおり承認可決され、本資本金等の額の減少の効力が発生することを条件とし、2023年5月31日を効力発生日とします。

本剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

### 2. 本剰余金の処分の要領

#### (1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 119億4,420万4,151円

#### (2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 119億4,420万4,151円

#### (3)本剰余金の処分の効力発生日

2023年5月31日

第5号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	よねだ ゆきまさ 米田 幸正 (1950年10月22日生)	1976年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2003年3月 株式会社ハックミサワ（現ウエルシア薬局株式会社）代表取締役社長 2008年4月 ピジョン株式会社 国際事業・子育て支援事業担当常務取締役 2009年3月 株式会社スギ薬局 代表取締役社長 2009年5月 スギホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 株式会社スギ薬局 代表取締役社長 2012年4月 エステー株式会社 代表執行役社長 2013年6月 大王製紙株式会社 社外取締役 2014年7月 韓国 MEGAMART社 戦略アドバイザー 2015年7月 フマキラー株式会社 戦略アドバイザー 2017年3月 シーオス株式会社 社外取締役（現任） 2021年4月 国土舘大学経営学部 客員教授（現任） 2021年5月 当社 社外取締役 2022年5月 当社 代表取締役社長（現任） 株式会社STK 代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> ・シーオス株式会社 社外取締役 ・国土舘大学経営学部 客員教授 ・株式会社STK 代表取締役社長	—
2	よなが あみ 世永 亜実 (1977年9月30日生)	2000年4月 株式会社アミューズ入社 2002年2月 当社入社 2006年7月 当社 プレスマーケティング部長 2007年9月 当社 執行役員プレスマーケティング部担当 2012年3月 当社 上席執行役員プレスマーケティング部担当 2017年3月 当社 上席執行役員 社長室担当 2018年3月 当社 上席執行役員 新規事業・新業態開発事業本部担当 2019年5月 当社 取締役（非常勤）（現任）	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	こ な か けんすけ 湖 中 謙 介 (1960年10月16日生)	1982年 4 月 日本テラー株式会社入社 1991年 5 月 株式会社コナカと合併により、同社 取締役 1999年12月 同社 常務取締役 2003年 2 月 同社 専務取締役 2005年10月 同社 代表取締役社長 2018年12月 同社 代表取締役社長CEO 2019年12月 当社 取締役（非常勤）（現任） 2019年12月 株式会社コナカ 代表取締役社長CEO グループ代表（現任）  <重要な兼職の状況> ・株式会社コナカ代表取締役社長CEOグループ代表	—
4	も り や こういち 守 屋 宏 一 (1960年 9 月29日生)	1989年 4 月 弁護士登録 1989年 4 月 本間法律事務所入所 2000年 7 月 守屋法律事務所開設 所長（現任） 2001年 6 月 株式会社タムラ製作所 社外監査役 （現任） 2004年 5 月 当社 監査役 2014年 6 月 サンフロンティア不動産株式会社 社外監査役 2018年 5 月 当社 社外取締役（現任）  <重要な兼職の状況> ・守屋法律事務所 所長 ・株式会社タムラ製作所 社外監査役	8千株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	いぐし くみこ 伊 申 久美子 (1968年9月3日生)	<p>2000年10月 デロイト トーマツ コンサルティング株式会社 (現デロイト トーマツ コンサルティング合同会社) テレコム&amp;メディア事業部マネジャー</p> <p>2003年9月 日本ビューレット・パッカード株式会社 (現ビューレット・パッカード合同会社) 経営企画室渉外部部長兼日本代表ロビイスト</p> <p>2006年6月 エーオンホールディングスジャパン株式会社 経営企画部門長兼新規事業開発部長</p> <p>2009年6月 ハーバード大学公共政策大学院修士号 (MPA) 取得</p> <p>2011年9月 日本アイ・ビー・エム株式会社 グローバル・ビジネス・サービス事業戦略・市場開発部長</p> <p>2012年7月 同社 グローバル・ビジネス・サービス事業 コンサルティング部門アソシエイト・パートナー</p> <p>2014年9月 株式会社霞ヶ関総合研究所設立 代表取締役社長 (CEO兼COO)</p> <p>2015年11月 株式会社USEN 社外取締役</p> <p>2016年4月 株式会社アマガサ 社外取締役</p> <p>2017年7月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役</p> <p>2018年7月 株式会社ビジョナリーホールディングス 社外取締役 (現任)</p> <p>2020年3月 株式会社ブロードリーフ 社外取締役 (現任)</p> <p>2022年5月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; ・株式会社ビジョナリーホールディングス 社外取締役 ・株式会社ブロードリーフ 社外取締役</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 湖中謙介氏は、当社の親会社である株式会社コナカの代表取締役であり、過去10年間においても同社の代表取締役でありました。なお同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 守屋宏一氏及び伊申久美子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 守屋宏一氏及び伊申久美子氏を社外取締役候補者とした理由並びに両氏に期待される役割は、以下のとおりであります。
- (1) 守屋宏一氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に囚われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。
- (2) 伊申久美子氏は、企業経営者及び他の企業の役員を歴任していることや、事業戦略等の業務に従事されたことから、特に新規事業開発やマーケティング戦略について専門的知識や豊富

な経験を有しております。これらを活かして、当社の新規事業戦略、マーケティング戦略等に対して、様々な観点から助言を得ることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

5. 守屋宏一氏及び伊申久美子氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって守屋宏一氏が5年、伊申久美子氏が1年となります。
6. 当社は、守屋宏一氏及び伊申久美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、全ての取締役を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の再任が承認可決された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。
8. 当社は、守屋宏一氏及び伊申久美子氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。本総会において両氏の選任が承認可決された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 世永亜実氏の戸籍上の氏名は、戸口亜実氏であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

ベルサール御成門タワー 4階

〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号



最 寄 駅

都営三田線 御成門駅 (A3b出口) 徒歩1分

※当会場には専用駐車場はございません。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。